五

分野
小分野
産業分類
ＪＳＩＣ　三七一一　地域電気通信業（有線放送電話業を除く。）
ＪＳＩＣ　三七一二　長距離電気通信業
ＪＳＩＣ　三七一九　その他の固定電気通信業
ＪＳＩＣ　三七二一　移動電気通信業
ＪＳＩＣ　四〇一　インターネット付随サービス業
　注　ＪＳＩＣ三七一一、三七一二、三七一九、三七二一又は四〇一の下での活動のうち留保の対象となる活動は、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九条の規定に基づく登録が求められるものに限られる。
留保の種類　内国民待遇（第二条）
政府の段階　中央政府
措置　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条
　対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の電気通信業及びインターネット付随サービス業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

六

分野
小分野
産業分類
ＪＳＩＣ　一六五三　生物学的製剤製造業
留保の種類　内国民待遇（第二条）
政府の段階　中央政府
措置　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条
　対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の生物学的製剤製造業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。「生物学的製剤製造業」とは、主としてワクチン、血清、毒素、抗毒素又はこれらに類似する製剤及び血液製剤を製造する事業所において行われる経済活動をいう。

七

分野
小分野
産業分類
ＪＳＩＣ　一一八九　他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業
ＪＳＩＣ　一六九四　ゼラチン・接着剤製造業
ＪＳＩＣ　一九二　ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業
ＪＳＩＣ　二〇一一　なめし革製造業
ＪＳＩＣ　二〇二一　工業用革製品製造業（手袋を除く。）
ＪＳＩＣ　二〇三一　革製履物用材料・同附属品製造業
ＪＳＩＣ　二〇四一　革製履物製造業
ＪＳＩＣ　二〇五一　革製手袋製造業
ＪＳＩＣ　二〇六一　かばん製造業
ＪＳＩＣ　二〇七一　袋物製造業
ＪＳＩＣ　二〇八一　毛皮製造業
ＪＳＩＣ　二〇九九　その他のなめし革製品製造業
ＪＳＩＣ　三二五三　運動用具製造業
　注１　ＪＳＩＣ一一八九又は三二五三の下での活動のうち留保の対象となる活動は、皮革及び皮革製品製造業に関連するものに限られる。
　注２　ＪＳＩＣ一六九四の下での活動のうち留保の対象となる活動は、動物系接着剤（にかわ）及びゼラチン製造業に関連するものに限られる。
留保の種類　内国民待遇（第二条）
政府の段階　中央政府
措置　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条
　対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の皮革及び皮革製品製造業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

八

分野
小分野
産業分類
留保の種類　内国民待遇（第二条）
政府の段階　特定措置の履行要求の禁止（第六条）
措置　船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条
概要　日本国の船籍は、日本国の国民又は日本国の法令に基づいて設立された会社であって、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国の国民であるものが所有する船舶に与えられる。

九

分野
小分野
産業分類
ＪＳＩＣ　〇五　鉱業、採石業、砂利採取業
留保の種類　内国民待遇（第二条）
政府の段階　中央政府
措置　鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第二章及び第三章
概要　日本国の国民又は法人のみが、鉱業権又は租鉱権を保有することができる。

十

分野
小分野
産業分類
ＪＳＩＣ　〇五三　原油・天然ガス鉱業
ＪＳＩＣ　一七一一　石油精製業
ＪＳＩＣ　一七二一　潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）
ＪＳＩＣ　一七四一　舗装材料製造業
ＪＳＩＣ　一七九九　その他の石油製品・石炭製品製造業
ＪＳＩＣ　四七一一　倉庫業（冷蔵倉庫業を除く。）
ＪＳＩＣ　四七二一　冷蔵倉庫業
ＪＳＩＣ　五三三一　石油卸売業
ＪＳＩＣ　六〇五一　ガソリンスタンド
ＪＳＩＣ　六〇五二　燃料小売業（ガソリンスタンドを除く。）
ＪＳＩＣ　九二九九　他に分類されないその他の事業サービス業
　注１　ＪＳＩＣ一七四一、一七九九、四七一一、四七二一又は六〇五二の下での活動のうち留保の対象となる活動は、石油業に関連するものに限られる。
　注２　ＪＳＩＣ九二九九の下での活動のうち留保の対象となる活動は、液化石油ガス産業に関連するものに限られる。
留保の種類　内国民待遇（第二条）
政府の段階　中央政府
措置　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条
　対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の石油業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。もっとも、エチレン、エチレングリコール、ポリカーボネートその他の全ての有機化学工業製品は、石油業の範囲外である。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出は必要とされない。

十一

分野
小分野
産業分類
ＪＳＩＣ　〇一　農業
ＪＳＩＣ　〇二　林業
ＪＳＩＣ　〇三　漁業（水産養殖業を除く。）
　農林水産業及び関連するサービス（領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業であって、附属書Ⅱの日本国の表の七の項で規定されているものを除く。）